

消 食 表 第 2 1 9 号
令 和 6 年 4 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

今般、消費者庁組織令の一部を改正する政令（令和6年政令第 号）が施行され、「食品表示企画課」の名称が「食品表示課」に変更されました。

このため、「登録試験機関の登録等について」（令和元年7月1日消食表第153号）について所要の改正を行いましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いいたします。

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 その他</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消費者庁長官への登録の申請等については、都道府県等を経由して行う必要はなく、消費者庁食品表示課へ直接申請等を行うものであること。</p> <p>様式第1号～様式第11号 （略）</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 その他</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消費者庁長官への登録の申請等については、都道府県等を経由して行う必要はなく、消費者庁食品表示企画課へ直接申請等を行うものであること。</p> <p>様式第1号～様式第11号 （略）</p>